

2025 年 7 月 1 日

関係者各位

松下介護老人保健施設はーとぴあ
事務部

『介護職員等処遇改善加算』 給付に伴う一時金の支給について

介護職員の処遇改善を図るため、介護報酬として給付される『介護職員等処遇改善加算』を算定しており、施設としての基準を定め一時金を支給してきました。

2025 年度より、正職員の賞与支給基準が業績連動方式に変更されましたので、時期を合わせて賞与方式の計算方法に移行することになりました。

(支給日は、7 月と 12 月の給与支給日に給与と合算して支給します)

今後、処遇改善加算制度が見直された場合でも、安定して支給ができるようするための対応です。

■賞与方式の計算方法に移行 ※2025 年度より変更

1.支給対象者

- ・介護職（パートナー職員、契約職員、アルバイト）
- ・看護職・リハビリ職・事務職（契約職員、アルバイト週 2 日以上）

2. 支給区分および支給金額

①パートナー職員（年間 2.2 か月相当）

基本給（1.1 か月/回）＋資格加算（※1）＋勤続加算（※2）＋業績加算（※3）

②契約職員（年間 2.0 か月相当）

基本給（1.0 か月/回）＋資格加算（※1）＋勤続加算（※2）＋業績加算（※3）

③アルバイト

介護職 月給/回（時給×勤務時間×勤務日数）×30%相当（週 5 日勤務者は 60%相当）

その他 定額/回（1.5 万円）

※1：介護福祉士（＋3.0 万円）

※2：勤続 10 年以上（＋2.5 万円）、勤続 5 年以上 10 年未満（＋1.5 万円）

※3：前年の業績により加算額を支給（官庁会計の黒字金額を配分原資として計算）

※各部門の業績により 8 月に決定されるため、12 月支給時に支給予定

3.支給区分の判断条件

(1)職種および職員区分は、2025 年 4 月 1 日現在の内容で判断

※4 月 1 日以降の入社者については、在籍月数で支給額を調整します

※休職等の対象者については、出勤係数をもとに不在控除を行います

4.支給予定日

2025 年 7 月 25 日（金）及び 2025 年 12 月 25 日（木）

※7 月及び 12 月給与時に支給し課税処理（給与明細には「寸志・祝儀」として表示）

『介護職員等処遇改善加算』に伴う一時金支給の取扱いに関しご不明な点などがあれば、下記の問い合わせ先までお願いします。

【 問い合わせ先 】

事務部 河野（PHS：8870 内線：102）

以上